

令和2年12月7日

教職員の皆様

奈良教育大学緊急事態等対策本部長
加藤久雄

職場における集団感染防止対策について

標記のことについて、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」（令和2年11月27日付け厚生労働省労働基準局長通知）における「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における集団感染事例」をもとにまとめました。

つきましては、職場における集団感染防止対策の徹底にご理解・ご協力をよろしくお願いたします。

執務室

多数の教職員が勤務する執務室内の場合

- ・普段からマスク装着や咳エチケット（咳や発声の際には袖やハンカチ等で口を覆う）を徹底すること。
- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることとし、席配置を見直すこと。
- ・適切に換気を行うこと。
- ・物品・機器等（例：電話、パソコン、デスク等）については、複数人での共用をできる限り回避し、共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底すること。また可能であれば共用物品は使用後に消毒すること。

休憩スペースや食堂等

多くの教職員が休憩を同時に取得し、休憩スペースや更衣室も複数の教職員が同時に利用する場合

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにすること。
- ・休憩スペースはこまめに換気し、可能であれば常時換気すること。
- ・休憩スペースの共有する物品（テーブル、いす、自販機ボタン等）は、定期的に消毒をすること。
- ・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせること。

- ・食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限する、会話をしないよう要請する、昼休み等の休憩時間に幅を持たせる、などの工夫をすること。

外勤時や移動時

出張や研修など宿泊を伴う業務において、教職員が行動を共にする場合。また複数の教職員が、車両にて移動する場合

- ・人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空けること。
- ・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクを着用すること。
- ・適切に換気を行うこと。
- ・外出から戻ったら手洗いをすること、手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと（手指消毒薬の使用も可）。
- ・日常生活用品の複数人での共用は避けること。
- ・車両で移動する際にも人との間隔を空け、マスクを着用し、換気を行うこと。

勤務時間外等

職場で開催された就業時間後の飲み会などの場合

- ・職場以外においても、教職員が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」の理解や「新しい生活様式」の実践例を徹底すること。